

新潟県柏崎市希望と活力ある地域産業振興基本条例

柏崎市は、三階節で名高い米山を始め、黒姫山、八石山、西山連峰の山々の懐に抱かれ、豊かな恵みを受けつつ、福浦八景や砂丘地など変化に富んだ42キロメートルの海岸線から佐渡島を望む風光明媚な地方都市である。

また、先人の英知と努力はその時代にふさわしい産業を興し、エネルギーのまちを目指して地域の生活基盤を築いてきた。さらに、2つの大学を誘致するとともに、人を育てる学園都市として発展してきた。

本市の事業所の大多数を占める中小企業を始めとする地域産業は、これまで経済活動全般にわたり重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として本市の発展と市民生活の向上を担ってきたところである。

引き続き本市が将来にわたり発展するためには、市民がふるさとへの誇りと愛着を持って、本市の地域産業の重要性について理解を深めるとともに、本市で生み出された生産物及び製品の消費及び利用並びに事業者が提供するサービスの利用など自発的な取組を進めていくことが重要である。

ここに、未来に向かって発展し続ける柏崎市を目指し、地域産業に関わるものが協働して本市地域産業に希望と活力を与え、更なる振興に取り組むために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市経済における地域産業の役割の重要性に鑑み、地域産業の振興について基本理念及び市の責務等を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域産業を育成し、地産地消及び地産他商を推進し、もって活力ある本市の経済社会の形成及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域産業 市内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う

産業をいう。

(2) 市産品等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林畜水産物又は市内で製造され、若しくは加工された物品

イ 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品

ウ 市内で提供されるサービス

(3) 地産地消 市産品等を市域内で消費し、又は利用することをいう。

(4) 地産他商 市域外において、市産品等の販売促進を行うことをいう。

(5) 事業者 事業を行っている個人又は法人をいう。

(6) 関係団体 事業者の組織する団体又は地域産業の振興を目的とする団体をいう。

(7) 金融機関 銀行、信用金庫その他金融業を営むもののうち、事業者と取引のあるものをいう。

(8) 高等教育機関等 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校及び大学をいう。

（基本理念）

第3条 地域産業を振興するための取組は、地域産業に関わるものによる協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。

2 地域産業を振興するための取組は、市内各地域が有する資源の持続的な活用を図ることにより地域における人、物及び情報の交流をもって経済を活性化させ、市産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

3 地域産業を振興するための取組は、エネルギーのまちとして発展してきた経緯を踏まえ、次世代エネルギー産業の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の基本理念にのっとり、国及び県と連携を図

り、事業者、関係団体、金融機関、高等教育機関等及び市民（以下「事業者等」という。）と協力し、地域産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、事業者等が自発的な意思により地産地消及び地産他商に取り組む気運の醸成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、児童及び生徒に対して、ふるさとへの誇りと愛着を育むため、教育を通じて地域産業を学ぶ機会を作るよう努めるものとする。
- 4 市は、地域産業の振興に関する施策を推進するため、国、県等と連携し、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（施策の基本方針）

第5条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うよう努めるものとする。

- (1) 事業者の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 事業者の創業を促進すること。
- (3) 事業者における人材の育成及び確保並びに従業者の労働環境の整備、福利厚生の実充及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組を促進すること。
- (4) 事業者の円滑な事業の承継を促進すること。
- (5) 事業者への資金の供給の円滑化を図ること。
- (6) 事業者の市場及び販路の新規開拓、拡大を促進すること。
- (7) 事業者の海外における事業の展開を促進すること。
- (8) 地域産業の活性化、雇用の創出及び拡大並びに次世代エネルギー産業を促進すること。
- (9) 本市への誘客及び物流の増加並びに消費の誘導を促進すること。

（事業者及び関係団体の努力）

第6条 事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自発的に努力するとともに創意工夫により経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新等に努めるものとする。

- 2 事業者及び関係団体は、人材の育成、従業者の雇用の安定、労働環境の整備及び福利厚生の実充に努めるとともに、子育て及び介護

の支援等に配慮した仕事と生活の調和に取り組むよう努めるものとする。

3 事業者及び関係団体は、計画的に後継者の育成等に取り組み、事業の継続及び円滑な事業の承継に努めるものとする。

4 事業者及び関係団体は、事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。

5 事業者及び関係団体は、児童、生徒及び学生が地域産業への関心を高め、そこで働きたいという意欲を喚起するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、事業者の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業、事業承継等に向けた取組を促進するため、円滑な資金の供給、経営相談の実施等による支援を行うよう努めるものとする。

2 金融機関は、前項の目的を達するため、地域産業の振興に関する施策や事業に協力するよう努めるものとする。

(高等教育機関等の役割)

第8条 高等教育機関等は、人材の育成、研究成果の普及等を通じて事業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 高等教育機関等は、育成した人材が地域産業において活躍する機会を得ることができるよう情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、事業者が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、地域産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(関係者との協議)

第10条 市は、基本方針に基づく施策の検討に当たっては、事業者等と必要に応じて協議を行うものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。